



宮崎分会

第73号

職場闘争・地域闘争に全力を!

2016年2月29日

発責 黒木 真司

編責 編集部

宮崎市中村東1丁目4-31

リッチハイツ大淀204号

☎ 0985-50-7012

有嶋さんのお迎えに
忙しい中駆けつけてくださった
皆様にお礼申し上げます



2016/02/24 08:55

有嶋 功さん お疲れさまでした

約25年間、宮崎地区において車掌をされてこられた「有嶋功さん」が、2月24日に、最後の乗務を終えられました。職場でも、組合でも頑張っておられたことに感謝いたします。新たなスタートとなりますが、頑張ってください。

当面の行動

- ★ 3月6日(日) 18時
「考えよう・憲法と私たち」
市民プラザ 参加可能者
- ★ 3月7日(月) 18時
地区労組会議選対会議 労館
- ★ 3月19日(土) 10時
「戦争法案廃案集会」 市役所前
- ★ 3月20日(日) 10時 3
大森忍行動 地区本部
決起集会 15時
武岡ハイランド公民館
- ★ 3月30日 13時
「組織拡大交流会」 北九州
分会 1名

署名の取組

- ◆ 戦争法案廃案署名 3月末まで
- ◆ 玄海原発再稼働反対署名 3月末まで
- ◆ 労働行政体制の充実を求める請願書 3月末まで

春闘

15000円以上
55歳以上の労働条件改善
第2基本給の廃止 などの

要求を
勝ち取る



もう一度考えよう! 安全保障関連法案廃止に向け

視点

政府の安全保障法制と民主・維新両党の対案の比較

政府の安全保障法制

【改正武力攻撃事態法】
日本が直接攻撃を受けなくても、国の存立が脅かされる存立危機事態になれば武力を使って反撃できる



集団的自衛権の行使

民主・維新の対案

【安保法廃止法案】
専守防衛の観点から集団的自衛権の行使は憲法違反で認めない

【国際平和支援法】

国際社会の平和のために活動する他国軍の後方支援のため、自衛隊の海外派遣を常時可能にする



他国軍を後方支援するための自衛隊派遣

【安保法廃止法案】

海外派遣する場合はその都度、期限付きの特別措置法を作って対応

【重要影響事態法(改正法)】

日本に重大な影響があれば世界中で米軍などの後方支援が可能に。弾薬の提供、発進準備中の軍用機への給油もできる



米軍などへの後方支援

【周辺事態法改正案】

日本周辺有事に限定。米軍や米軍と活動する他国軍への後方支援はできるが、弾薬提供や給油は不可

【改正PKO協力法】

他国軍や民間人を助けに向かう「駆けつけ警護」が可能。大半の活動に国会の事前承認は不要



国連平和維持活動(PKO)

【PKO協力法改正案】

対象を民間人らに限定した駆けつけ警護は可能。活動は例外なく国会の事前承認が必要

法改正せず運用で対応

海上保安庁が対応。自衛隊の出動が必要な場合、電話閣議で迅速に海上警備行動等が命令できるよう運用を改める



国籍不明集団の離島上陸など「グレーゾーン事態」への対処